

# 令和4年第1回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後1時30分から午後1時45分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 19番 谷 則男

委 員 1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

3番 狩野 雅史

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 新井 泉次

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第46号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について(利用権貸借)

日 程 第 5 報告 第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 6 報告 第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

日 程 第 7 報告 第29号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第1回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、12番 園田委員、13番 中村委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号28番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号28番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市上津屋 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転となります。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。後継者として茶の栽培をされており、農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 受付番号29番、30番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号29番、30番については同一世帯人のため取りまとめて説明します。  
受付番号29番について説明します。内容は議案書のとおりで、  
譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。  
権利の種類は3条の無償移転となります。世帯内移転です。

受付番号30番について説明します。内容は議案書のとおりで、  
譲受人は城陽市寺田 ●● ●● ●●● ●● ●●です。  
権利の種類は3条の無償移転となります。世帯内移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲渡人が管理されていたが、後継者として譲り受け、家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号29番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

受付番号30番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 日程第4、議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号51番、52番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号51番、52番については同一借受人のため取りまとめて説明します。  
受付番号51番について説明します。  
本案件は利用権設定の新規設定です。賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

受付番号52番について説明します。  
本案件は利用権設定の新規設定です。賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営され農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号51番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号52番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第5、報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号41番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号41番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。

会 長 日程第6、報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。  
土地の所在は城陽市寺田●●●●●●●●  
内容は議案書のとおりです。  
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

日程第7、報告29号 地目変換届について専決しました。受付番号8番、9番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号8番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
届出人は、城陽市寺田 ●● ●●  
資料1に位置図等を添付しております。

受付番号9番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
届出人は、城陽市上津屋 ●● ●●  
資料2に位置図等を添付しております。

会 長

只今、事務局から説明をしました。  
ご意見・ご質問はございませんか。

●●●●

受付番号8番について、雨の際に東側道路に水が溢れていたため排水について、申請者にご指導を願います。

会 長

他にご意見・ご質問はございませんか。  
ご意見・ご質問がないので、以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第1回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員